



令和4年12月19日

亀岡市議会議長 福井 英昭 様

発議者 議会運営委員長 木曾 利廣

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり亀岡市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

議第4号議案

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「(第90条—第94条)」を「(第90条—第94条の2)」に、「(第166条)」を「(第166条・第166条の2)」に改める。

第94条の次に次の1条を加える。

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号。以下「条例」という。)第14条の2の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席した委員を含むものとする。

第117条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、条例第14条の2の規定により、委員

会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第129条に次のただし書を加える。ただし、条例第14条の2の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第142条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、条例第14条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第166条の次に次の1条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第166条の2 前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等その他やむを得ない理由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。